

新旧対比表 特約付き外貨定期預金規定

条番号	現行	変更後
第 16 条（解約後における預金口座の取り扱い）	（新設）	第 16 条（解約後における預金口座の取り扱い） この預金の解約後、預金口座残高がない場合、この預金のために開設した預金口座は解約され、使用できません。
第 17 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）	第 16 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）	第 17 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） （以下、変更なし）
第 18 条（準拠法令、合意管轄）	第 17 条（準拠法令、合意管轄）	第 18 条（準拠法令、合意管轄） （以下、変更なし）
第 19 条（規定の変更）	第 18 条（規定の変更）	第 19 条（規定の変更） （以下、変更なし）
	（2021 年 1 月 17 日現在）	（2026 年 2 月 16 日現在）